

白石市 公園施設長寿命化計画

2025年3月 改定

宮城県 白石市 建設部 都市創造課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 5 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
35	39.60 ha	13.04 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2025 年度～ 2034 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
30	1	-	2	-	-	1	-	-	-	1	-	35

②選定理由

白石市の管理する公園のうち、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」における全街区公園30箇所、近隣公園1箇所、総合公園2箇所、風致公園1箇所、都市緑地1箇所を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
121	11	106	136	62	0	59

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
426	0	5	926

②これまでの維持管理状況

白石市では、職員による公園巡回による点検などを行っている一方、シルバー人材センターや地元自治会等に公園の管理を委託し、その中で日常点検も含め公園の維持管理が行われている。除草、樹木剪定に係る維持管理は別途専門業者へ業務委託を行い、日常の維持管理水準の確保を図っている。

遊戯施設は公園の安全性確保の上で最も重要な施設であることから、専門業者による年1回の定期点検を実施している。

その他一般施設についても定期的な巡回活動により施設の健全化を維持するとともに、巡回時に異常が認められた場合や利用者からの通報や届け出があった場合は、迅速な対応による適切な維持管理に努めている。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

計画対象公園の現況は、供用開始後30年以上経過しているものが29箇所で83%を占めている。残りの6公園も全て20年以上経過しており、公園施設の劣化が進む状況にある。このように公園施設の老朽化が進む中で、財政上の理由などで適切な維持補修若しくは更新が困難となり利用禁止や施設自体の撤去、放置といった事態につながる恐れなど、安全で快適な利用を地域住民に提供する都市公園本来の機能が低下する恐れが生じている。

従来の施設の機能の果たせなくなった時点で更新する事後保全的な管理体制ではなく、定期的にコストをかけて補修を行い、施設ができるだけ健全な状態で且つ施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト縮減できる予防保全的な計画的維持管理体制の確立が要請されている。このような状況を踏まえ、白石城のある益岡公園を含む市内の公園施設のうち、特に市民の健全な社会生活に寄与できると判断した公園について、且つ計画的な維持管理が必要だと判断できる施設を長寿命化計画の対象として選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023年10月から12月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
健全度調査は遊具を除く790施設のうち予防保全型管理の候補とした218施設について実施した。

2. 遊具等

遊戯施設は日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準JPFA-S：2008」に準拠し、136施設を対象に調査を実施した。

(施設)

		健全度判定				備考
		A	B	C	D	
a.	一般施設 (184)	4	106	59	15	
c.	土木構造物 (13)	0	2	9	2	
d.	建築物 (21)	10	9	2	0	
b.	遊具等 (136)	9	25	99	3	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」及び、本市が令和7年3月に策定した公園整備構想の優先度評価の結果に基づき設定した。

考慮すべき事項は、「遊具」及び「使用見込期間に対する経過年数の割合」が9割を超える施設は「指標考慮」を「高」その他の施設は「低」として設定した。

(施設)

		緊急度判定		
		高	中	低
a. 一般施設	(184)	51	23	110
c. 土木構造物	(13)	5	6	2
d. 建築物	(21)	1	1	19
b. 遊具等	(136)	101	1	34

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本の方針

1. a) 一般施設, c) 土木構造物, d) 建築物

・公園の巡回や日常点検等で劣化や損傷を発見または確認した場合、あるいは利用者からの通報や届け出がある場合には、直ちに健全度調査を実施し、事故予防のため利用禁止の措置または補修（応急措置）を行うなどの迅速な対応に努める。その後に施設更新の判定を実施する。

2. b) 遊戯施設

・遊戯施設は最も事故の発生しやすい施設の一つであることから、専門業者による年1回の定期点検を実施する。事故予防のために、遊具に潜む危険因子の排除についても徹底を図りつつ、施設の劣化や損傷を確認した場合は、迅速な修繕対応を実施するなど常に事故防止措置を図り、公園利用者に対する安心・安全の充実を図る。

3. その他、清掃

・白石市の都市公園では、シルバー人材センターや地元自治会等の管理運営により、除草、低木剪定の維持管理を地域団体に委託するなど地元住民による維持管理への試みが進められている。今後も地域とのパートナーシップ強化に努め、快適で安全な公園の維持保全に努める。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に分類した施設

- ・ a)一般施設, c)土木構造物, d)建築物等

5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

- ・ b)遊戯施設

専門業者による年1回の健全度調査と、職員による日常点検を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

・今回の健全度調査により、健全度がC・Dに該当する施設は、早急な長寿命化対策の実施又は更新を行うことを前提とするが、該当する施設が優先度の低い都市公園に設置されている場合、本市の公園整備の方針に基づき施設の撤去も検討する。

・健全度がBに該当する施設は、長寿命化計画に沿って適切な補修を実施し施設の延命化を図る。

・健全度調査の結果、顕著な劣化進行が確認できた場合は、ライフサイクルコストの算定結果でも施設更新が有効である場合は、施設の撤去・更新を実施する。また、予防保全型で施設を維持することが適當であるか再度確認する。また、該当する施設が優先度の低い都市公園に設置されている場合、本市の公園整備の方針に基づき施設の撤去を検討する。

2. 事後保全型に分類した施設

・公園巡回による日常点検および定期点検により、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

・点検により施設の劣化や損傷を発見した場合は、施設の利用禁止措置をとる。施設は更新を行うことを前提とするが、該当する施設が優先度の低い都市公園に設置されている場合、本市の公園整備の方針に基づき施設の撤去も検討する。

また、安価な補修で措置できる場合もしくはライフサイクルコストの算定結果を踏まえた上で補修が有効である場合は、補修にて施設の延命化を図る。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,546,724 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,391,516 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	155,208 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	154,672 千円

備考) 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は62,790千円である。

備考) ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
本市における公園の基本方針に基づき、今後、公園の廃止・集約化に向けた検討を実施する。